

都市再生推進事業制度要綱

第1編 総則

第1条 目的

この要綱は、わが国の都市の構造と環境を経済社会の変化に対応し、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築するため、国が地方公共団体等に対し必要な助成を行う制度を確立し、健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第1条の2 定義

1 都市再生推進事業

「都市再生推進事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

- 一 都市再生総合整備事業
- 二 都市再生区画整理事業
- 三 削除
- 四 削除
- 五 削除
- 六 削除
- 七 削除
- 八 まち再生総合支援事業
- 九 削除
- 十 国際競争拠点都市整備事業
- 十一 削除
- 十二 まちなかウォークブル推進事業
- 十三 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業
- 十四 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業
- 十五 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

2 都市再生総合整備事業

前第1項第一号にいう「都市再生総合整備事業」とは、都市構造の再編により都市の再生・再構築を戦略的に進めるため、本要綱第2編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市再生総合整備事業（総合整備型）

都市の再生・再構築を推進するため、本要綱第2編第1章において定めるところに従って行われる調査、整備計画の策定、都市基盤施設等の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに付帯する事業

二 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

機能的で魅力ある都市拠点の形成を通じて都市の活力を高め、もって都市の再生・再構築に資するため、本要綱第2編第2章において定めるところに従い、基幹的な事業の実施にあわせ、地区計画等を活用して行われる事業又は調査で、次に掲げるもの

イ 都市拠点形成支援施設整備事業

ロ 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

ハ 都市拠点形成特定事業調査

三 都市再生コーディネート等推進事業

都市再生分野における新たな事業機会を創出し、地方公共団体・民間事業者等の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として、本要綱第2編第3章において定めるところに従って実施される事業で、次に掲げるもの。

イ 都市再生コーディネート

低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等（低未利用地の有効利用の促進のため、防災公園街区の整備に関連するもの以外については、平成18年度までに土地を取得した地区に限る。）について、市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化へ向けてのコーディネート、及び事業完了後のまちづくり活動支援等を行うもの。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、本要綱第2編第3章第4条の3第2項第八号に規定する区域を含む地区において、都市機能の立地に至るまで（都市再生機構による土地の取得・一時保有等の事業が行われる場合を含む。）のコーディネート等を行うもの。

ロ 削除

ハ 削除

四 都市基盤整備推進公共用財産特定事業

市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、本要綱第2編第4章において定めるところに従って実施される事業で、都市計画区域内において都市基盤整備事業に先行して法定外公共用財産の境界確定事業を行う地方公共団体に対して国が必要な助成を行うもの

五 削除

3 都市再生区画整理事業

前第1項第二号にいう「都市再生区画整理事業」とは、防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地等が散在する既成市街地における低未利用地等の集約化による誘導施設の整備並びに被災した市街地の復興等を推進するため、本要綱第3編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市再生事業計画案作成事業

- 二 都市再生土地区画整理事業
- 三 被災市街地復興土地区画整理事業
- 四 緊急防災空地整備事業
- 五 都市再生区画整理統合補助事業
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除
- 8 まち再生総合支援事業

前第1項第七号にいう「まち再生総合支援事業」とは、民間事業者の能力を活用し都市再生を全国的に推進するため、本要綱第8編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 まち再生出資事業

本要綱第8編第1章において定めるところに従って実施される事業で、次に掲げるもの

イ 民間事業者による都市再生整備事業（都市再生特別措置法第63条に規定する都市再生整備事業をいう。）を推進するため、認定整備事業者（同法第65条に規定する認定整備事業者をいう。）の認定整備事業（同法第67条に規定する認定整備事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設等並びに同法第71条第1項第一号の政令で定める公益的施設（民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設（インキュベーション施設））、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。第12条の3第1項第一号において「都市再生整備事業に係る費用の一部」という。）について同法第71条第1項第一号イからホまでに掲げる方法により支援を行う民間都市開発推進機構に対し、まち再生基金の造成につき国が必要な助成を行うもの

ロ 民間事業者による誘導施設等整備事業（都市再生特別措置法第95条に規定する誘導施設等整備事業をいう。）を推進するため、認定誘導事業者（同法第97条に規定する認定誘導事業者をいう。）の認定誘導事業（同法第99条に規定する認定誘導事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設等及び同法第103条第1項第一号の政令で定める公益的施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。第12条の3第1項第二号において「誘導施設等整備事業に係る費用の一部」という。）について同法第103条第1項第一号イからホまでに掲げる方法により支援を行う民間都市開発推進機構に対し、まち再生基金の造成につき国が必要な助成を行うもの

ハ 民間事業者による拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第7条に規定する拠点施設整備事業をいう。）を推進するため、認定事業者（同法第9条に規定する認定事業者をいう。）の認定事業（同法第11条に規定する認定事業をいう。ただし、同法第2条第2項第四号に掲げる拠点施設に係るものを除く。）の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。第

12 条の 3 第 1 項第三号において「拠点施設整備事業に係る費用の一部」という。)について同法第 15 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法により支援を行う民間都市開発推進機構に対し、まち再生基金の造成につき国が必要な助成を行うもの

二 削除

三 まちづくりファンド支援事業

地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上又は職住の近接・一体等ニューノーマルに対応した柔軟な働き方と暮らしやすさの実現若しくは脱炭素社会の実現に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業（以下「民間まちづくり事業」という。）を支援するため、本要綱第 8 編第 3 章において定めるところに従って実施される民間まちづくり事業を実施する者への出資若しくは助成又は当該事業を実施する者が発行する社債の取得を行うまちづくりファンドに対して出資又は資金拠出による支援を行う民間都市開発推進機構に対し、国が必要な助成を行うもの

四 民間都市開発事業支援事業

都市再生支援事業及び都市再生整備支援事業の円滑な実施を図るため、本要綱第 8 編第 4 章において定めるところに従って実施される事業で、都市再生特別措置法第 29 条第 1 項第一号イ及びロに掲げる方法並びに第 71 条第 1 項第一号イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）による支援（以下「メザニン支援事業」という。）を行う民間都市開発推進機構に対し、メザニン支援事業の実施のための資本の確保につき国が必要な助成を行うもの

9 削除

10 削除

11 削除

12 国際競争拠点都市整備事業

第 1 項第十号にいう「国際競争拠点都市整備事業」とは、都市の国際競争力強化を図るため、本要綱第 11 編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

本要綱第 11 編第 1 章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域において実施される、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等の事業をいう。

二 国際競争流通業務拠点整備事業

本要綱第 11 編第 2 章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺等の国際物流の結節地域において実施される、次に掲げる調査又は事業をいう。

イ 促進計画策定調査

本要綱第 11 編第 2 章第 24 条の国際競争流通業務地域再生促進計画の策定及びそのために必要となる調査

ロ 事業計画策定調査

本要綱第 11 編第 2 章第 25 条の国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査

ハ 拠点整備事業

本要綱第 11 編第 2 章第 25 条の国際競争流通業務拠点整備事業計画に位置付けられる国際競争力の強化、防災機能の向上及び都市環境の改善に資する流通業務拠点の整備に関する事業

ニ 調査・評価等事業

流通業務拠点の整備・再整備に関する調査・評価等を実施する事業

ホ 事務事業

事業計画策定調査及び拠点整備事業に必要な費用の交付に関する事務事業

三 国際競争業務継続拠点整備事業

本要綱第 11 編第 3 章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域において実施される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務継続機能・行政機能等の継続の確保を図るために必要なエネルギー導管等の整備等の事業をいう。

1 3 削除

1 4 まちなかウォークブル推進事業

第 1 項第十二号にいうまちなかウォークブル推進事業とは、滞在の快適性及び魅力の向上（以下「滞在の快適性等の向上」という。）のため、ウォークブル推進計画に基づき実施される、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編表 10－（1）に掲げる事業等を実施する事業をいう。

1 5 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

第 1 項第十三号にいう「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、官民連携・分野横断により、グリーンインフラを活用した都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等の多様な社会的課題の解決を図ることを目的とした、本要綱第 14 編において定めるところに従って行われる民間建築物の緑化等を行う事業をいう。

1 6 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

第 1 項第十四号にいう「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」とは、3D 都市モデルを活用した都市インフラの整備・管理の高度化や都市サービス創出等を通じて社会的課題の解決や新たな価値創出を図ることを目的とした、本要綱第 15 編において定めるところに従って行われる 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化等を行う事業をいう。

1 7 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

第 1 項第十五号にいう「地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業」とは、地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住（以下「移住等」という。）の推進、地方への定住促進を図ることを目的とした、本要綱第 16 編において定めるところに従って行われる公共公益施設を活用した施設の整備やソフト事業に対して支援を行う事業をいう。

1 8 その他

前各項のほか、本要綱における用語の定義は、本要綱第2編から第16編に定めるところ及び次の各号に定めるところによる。

- 一 「指定都市」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する都市をいう。
- 二 「特別区」とは、地方自治法第281条第1項に規定する特別区をいう。
- 三 「中核市」とは、地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。
- 四 「特例市」とは、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）による改正前の地方自治法第252条の26の3第1項に規定する特例市であった市をいう。
- 五 「三大都市圏の既成市街地等」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の区域（これらに接続して既に市街地を形成している区域内の土地を含む。）をいう。
- 六 「三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等」とは、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域、同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第3項に規定する都市整備区域をいう。
- 七 「三大都市圏の近郊整備地帯等」とは、首都圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域、指定都市、県庁の存する市、中核市若しくは特例市に存する区域又はその隣接区域をいう。
- 八 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が指定する観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。

第1条の3 監督・責務等

- 1 国土交通大臣は、都市再生推進事業が実施される場合には、都道府県、市町村又は国が直接補助金を交付する場合の独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構、法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）、若しくは景観まちづくり刷新協議会に対し、都道府県知事は市町村（指定都市を除く。）又は地方公共団体以外の施行者（国が直接補助をする場合の独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社を除く。）に対し、市町村長は、本要綱により当該市町村が補助するものに対し、この要綱の施行のために必要な限度において、本事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

- 2 第1項のほか、都道府県知事又は市町村は、本要綱第2編から第15編までの各編において別に定めるところに従って、必要な措置を講じるものとする。

第1条の4 運用

都市再生推進事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める都市再生推進事業費補助交付要綱及び関係局長の定めるところによる。

第2編 都市再生総合整備事業

第1章 都市再生総合整備事業（総合整備型）

第2条 都市・居住環境整備重点地域の指定

1 都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域又は大都市地域等の居住立地構造の改善のために良好な住宅市街地の整備を行うべき地域として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域をいう。

- 2 国土交通大臣は、一定の地域において、都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠であると認めるときは、当該地域を都市・居住環境整備重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

- 3 国土交通大臣は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

- 4 国土交通大臣は、前第2項の規定により重点地域を指定したときは、関係地方公共団体に速やかに通知するものとする。

- 5 前各項の規定は、重点地域の変更について準用する。

第2条の2 都市・居住環境整備基本計画の策定

- 1 地方公共団体は、重点地域全体について、当該地域の区域及び面積並びに当該地域の整備の基本的な方針等を定めた都市・居住環境整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することができる。

- 2 地方公共団体は、第1項の規定により基本計画を策定するに当たっては、国と協議しなければならない。この場合において、当該地方公共団体が指定都市以外の市町村であるときは、当該協議は都道府県を経由して行うものとする。

- 3 前項のほか、基本計画を都道府県が策定する場合にあつては関係市町村の意見を聴き、市町村（指定都市を除く。）が策定する場合にあつては都道府県と協議しなければならない。

- 4 地方公共団体は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 5 特に戦略的に都市の再構築を進めることが必要な重点地域においては、地方公共団体は、国と共同して基本計画を策定することができる。この場合において、当該地方公共団体及び国は、当該地方公共団体以外の関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

- 6 前各項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 7 都市再生特別措置法第2条第3項の規定に基づき政令により定められる都市再生緊急整備地域内において、重点地域を定める場合にあっては、同法第15条第1項に規定する地域整備方針の全部又は一部を当該重点地域の基本計画とみなすことができる。

第2条の3 特定地区の指定

- 1 都市・居住環境整備重点地域のうち、都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施するため、この要綱に基づき都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める地区を「特定地区」という。
- 2 特定地区は、重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき相当規模の地区で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。
 - 一 安全性、経済活力等の都市の基礎的な機能の低下が発生している地域であること
 - 二 都市基盤施設の整備及び面的整備等の実施によって都市機能の改善や拠点形成の促進が期待される地域であること
- 3 特定地区は、地方公共団体が、国土交通省と協議の上指定するものとする。この場合において、当該地方公共団体が指定都市以外の市町村であるときは、当該協議は都道府県を経由して行うものとする。
- 4 重点地域内の相当規模の一団の土地において都市の再構築に資する事業を実施しようとする者は、当該土地を含む区域について特定地区を指定すべきことを、地方公共団体に対し要請することができる。
- 5 前各項の各規定は、特定地区の変更について準用する。

第2条の4 コーディネートの実施

- 1 特定地区（特定地区の指定が見込まれる区域を含む。以下、本条において同じ。）における都市整備に係る事業の円滑な実施を図るため、当該地区の調査、整備計画の策定及び事業の実施に係る企画、立案、情報の提供、調整等（当該事業と密接に関連する重点地域内の広域基盤施設等に係るものを含む）を行うことを「コーディネート」という。
- 2 地方公共団体は、コーディネートを行うことができる。
- 3 地方公共団体以外の者で、次項以下の規定により選定された者又は要請を受けた者は、当該特定地区の全部又は一部の区域に係るコーディネートを行うことができる。
- 4 地方公共団体は、特定地区において都市の再構築に資する事業を実施し、又は企画しようとする者の中から、特定地区の全部又は一部の区域に係るコーディネートを行う者（以下「コーディネーター」という。）を、公募等の方法により、選定することができる。この場合において、当該地方公共団体は、コーディネートを行おうとする者に対し、当該区域の整備の方針（以下「整備方針」という。）の提出を求めるものとする。
- 5 整備方針には、次に掲げる各事項を定めるものとする。
 - 一 整備の目標
 - 二 整備の基本的な内容
 - 三 整備の実施時期
 - 四 コーディネートを行おうとする内容、取組方針及び事業実施体制

五 その他必要な事項

- 6 地方公共団体は、第4項の規定により基本計画に適合した整備方針を提出し、かつ、当該地区の整備を確実に実施することができると認められる者の中から、公正な方法により、コーディネーターを選定するものとする。
- 7 地方公共団体は、特定地区における土地利用及び都市基盤施設の現況等に照らして、公募等の方法によりコーディネーターを選定することが困難又は不適切であると認める場合には、独立行政法人都市再生機構（以下、この編において、「機構」という。）に対し、当該地区に係るコーディネートを行うことを要請することができる。

第2条の5 整備計画の策定

- 1 特定地区の整備計画は、基本計画に基づき、地方公共団体、機構又は第2条の4の規定により選定されたコーディネーターが単独で、又は共同して策定するものとする。
- 2 整備計画には、次に掲げる各事項を定めるものとする。
 - 一 特定地区の整備に関する方針
 - 二 特定地区の土地利用に関する事項
 - 三 特定地区における都市基盤施設の整備、面的整備、拠点形成等に関する事項
 - 四 特定地区の整備の主体及び時期に関する事項
 - 五 特定地区の整備の推進体制に関する事項
 - 六 その他必要な事項
- 3 整備計画を定めようとする者は、あらかじめ、当該整備計画に関係がある公共施設を管理することとなる者その他の関係機関と協議しなければならない。
- 4 整備計画を定めようとする者（地方公共団体又は機構以外の者に限る。）が単独で整備計画を定めるときは、当該特定地区を指定した地方公共団体の認定を受けるものとする。
- 5 前各項の規定は、整備計画の変更について準用する。

第2条の6 都市再生事業計画の策定

- 1 地方公共団体又は機構は、単独で、又は共同して整備計画を踏まえて、都市再生総合整備事業（総合整備型）について、次に掲げる事項を記載したおおむね10ヶ年の計画（以下「都市再生事業計画」という。）を策定することができる。なお、六については、都市再生総合整備事業（総合整備型）の補助対象となるコーディネート、都市基盤施設の整備、地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備並びに既存施設の除却又は移転とし、八については、関連事業の事業主体と調整の上、必要に応じて記載するものとする。
 - 一 特定地区の名称
 - 二 特定地区の面積
 - 三 計画期間
 - 四 特定地区の課題
 - 五 特定地区における整備方針
 - 六 都市再生総合整備事業（総合整備型）の補助対象事業

七 計画期間における補助対象事業の概算事業費

八 関連事業（都市の再構築を進めるため、都市再生総合整備事業（総合整備型）に併せて実施する都市再生総合整備事業（総合整備型）以外の事業をいう。）及びその事業主体

九 その他必要な事項

- 2 地方公共団体又は機構は、事業計画書の策定に当たっては、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合において、当該地方公共団体が指定都市以外の市町村であるときは、都道府県を経由して行うものとする。
- 3 地方公共団体又は機構は、都市再生事業計画において、第1項各号に掲げる事項のほか、都市再生総合整備事業（総合整備型）の全部又は一部について、補助対象となる事業の事業費内訳等を定めることができる。
- 4 前各項の規定は、都市再生事業計画の変更について準用する。
- 5 都市再生事業計画に事業費内訳等が定められていない場合の事業について、国土交通大臣が補助金の交付決定をした場合には、当該交付決定に係る事業費内訳等が、当該事業計画の事業費内訳等として定められ、国土交通大臣の同意を受けたものとみなす。

第2条の7 特定地区の整備

- 1 都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施する地方公共団体、機構及び民間事業者等を「施行者」という。
- 2 施行者は、整備計画を踏まえて、特定地区における都市基盤施設の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに附随する事業を行うものとする。

第2条の8 地方公共団体等に対する国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、基本計画の策定に要する費用について、地方公共団体に対し、当該費用の2分の1以内を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、整備計画の策定に要する費用について、地方公共団体又は機構に対し、コーディネートに要する費用について、地方公共団体に対し、当該費用の2分の1以内を補助することができる。
- 3 国は、予算の範囲内において、都市再生事業計画に基づき、重点地域内の都市構造の再編に必要な都市基盤施設として特定地区内において先行的に整備するもの又は特定地区内で構想される面的整備及び拠点形成等（以下「面的整備事業等」という。）の具体化を促進する公共施設で、次に掲げる各施設の整備に要する費用について、地方公共団体又は機構に対し、当該費用の2分の1以内を補助することができる。

一 道路

二 公園

三 下水道

四 鉄道駅周辺施設

五 バスターミナル

六 その他特定地区内の面的整備事業等の実施の促進のために必要不可欠な施設

- 4 国は、予算の範囲内において、都市再生事業計画に基づき、重点地域内の都市構造の

再編に資する都市拠点の整備等を進めるため、特定地区内において整備される施設のうち、第3項に掲げるもののほか、次に掲げる各施設の整備に要する費用について、地方公共団体又は機構に対し、当該費用の3分の1以内を補助することができる。

- 一 地域生活基盤施設
- 二 高質空間形成施設
- 三 高次都市施設

- 5 国は、予算の範囲内において、特定地区内における面的整備事業等の実施のために支障となる既存の施設を除却し、又は移転するために要する費用について、地方公共団体又は機構に対し、当該費用の2分の1以内を補助することができる。

第2条の9 地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、地方公共団体が、地方公共団体又は機構以外の施行者に対して、整備計画の策定、コーディネート、第2条の8第4項に掲げる各施設の整備及び特定地区内における面的整備事業等を実施するに際して支障となる既存の施設を除却し、又は移転するために要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の2分の1以内、かつ、当該補助事業費の3分の1以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

第2条の10 責務・監督等

- 1 都道府県知事又は市町村長は、都市再生総合整備事業（総合整備型）が実施される場合には、その促進により重点地域の総合的かつ集中的整備が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、重点地域において、住宅市街地整備関係事業制度の特例措置の適用と重点的实施を行う大都市居住環境整備推進制度との積極的な連携により、重点地域の一体的整備が促進されるよう努めるものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、本事業の実施と併せて、都市計画上の措置を講じることが適当である場合には、地区計画制度の適用その他の必要な都市計画の決定又は変更が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2章 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

第3条 都市拠点形成支援施設整備事業

1 都市拠点形成支援施設整備事業

地方公共団体等がこの要綱の定めるところに従って行う、多目的広場、地区施設である道路等、集会所等の拠点活動の基盤となる施設（以下「地域生活基盤施設」という。）及びこれに附帯して整備される緑化施設、歩行支援施設等の質の高い都市空間を形成するための施設（以下「高質空間形成施設」という。）並びに地域社会の発展の中核となる新たな都市拠点として整備すべき地区等における地域交流センター、人工地盤等の高次の都市施設（以下「高次都市施設」という。）の整備等に関する事業をいう。

2 整備地区

都市拠点形成支援施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施する整備地区は、

街路事業、公園事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基幹的な事業の実施（基幹的な事業の実施が予定されている地区において中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）に規定する基本計画が作成されている場合及び基幹的な事業の実施が終了している場合を含む。）に併せ、地区の特性を活かしつつ全体として市民共有の優れた街並みの形成、拠点機能の強化等を通じて魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区で、次に掲げる各条件に該当するものとする。

一 地区における整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等に関する総合的、一体的な整備に関する計画並びに地区施設及び建築物等に関する規制・誘導措置に関する計画等を内容とする都市拠点の整備に関する総合的な計画（以下「都市拠点整備総合計画」という。）が市町村により策定されていること。

ただし、当該地区が都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画（以下「整備計画」という。）の区域に包含され、かつ、整備事業が協議会（ただし、本章においては、同法第117条に基づく市町村都市再生協議会に限る。）による協議を行った上で当該整備計画の関連事業に位置付けられている場合においては、当該整備計画を都市拠点整備総合計画とみなす。

二 地区の全部又は枢要部分を含む相当の区域について、地区計画その他の規制・誘導措置（以下「地区計画等」という。）が講じられる又は講じられることが確実と見込まれること。

三 おおむね5ヘクタール以上の規模を有すること。（ただし、人口集中地区内にあっては、2ヘクタール以上、又は基幹的事业が市街地再開発事業若しくは優良建築物等整備事業の場合は建築物の延べ面積が5,000m²以上とする。）

3 総合基本設計書の策定

一 市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、都市拠点整備総合計画及び地区計画等に基づき、整備事業の対象となる施設、当該事業に要する経費の概要その他必要な事項を定めた総合基本設計書を策定することができる。

二 市町村長は、前項の規定により総合基本設計書を策定するに当たっては、都市局長又は住宅局長と協議しなければならない。この場合において、当該協議は都道府県知事を経由して行わなければならない。

三 前項の規定は、総合基本設計書を変更する場合に準用する。

第3条の2 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

1 「都市拠点形成支援基盤整備促進事業」とは、整備事業又は一に掲げる都市再開発事業（以下、「対象事業」という。）に関連する二に掲げる公共施設の整備に関する事業で、当該公共施設の管理者（管理者になるべきものを含む。）が行うものをいう。

一 都市再開発事業

次に掲げる事業で、第3条第2項第1号に規定する都市拠点整備総合計画に位置付けられたもの。

イ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業

ロ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業

ハ 削除

ニ 優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住街発第 63 号建設省住宅局長通達）による優良建築物等整備事業

ホ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による都心共同住宅供給事業（優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住街発第 63 号建設省住宅局長通達）による優良建築物等整備事業の要件に該当するものに限る。）

二 対象となる公共施設

イ 道路

ロ 都市公園（整備事業並びに(1)イ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ハ 下水道（整備事業並びに(1)イ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ニ 河川（整備事業並びに(1)イ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ホ 広場等（都市再開発事業を対象事業とする場合に限る。）

ヘ バスターミナル（都市再開発事業を対象事業とする場合で、当該事業の施行者が行うものに限る。）

2 前項の規定は、対象事業が、原則として、住宅市街地盤整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国土政第 3－4 号国土交通事務次官通達）に定める住宅市街地盤整備事業の対象となる住宅建設事業及び宅地開発事業に係るものを除くものとする。

第 3 条の 3 都市拠点形成特定事業調査

次の一又は二に該当する調査で、地方公共団体、機構又は協議会が行うものをいう。

一 法律に基づく地区等特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査

二 都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査

第 3 条の 4 地方公共団体等に対する国の補助

1 国は、予算の範囲内において、総合基本設計書に基づき、地方公共団体、機構又は協議会に対し、整備事業に要する費用の合計の 3 分の 1 以内を補助することができる。

ただし、地域生活基盤施設、高質空間形成施設に係る補助金の全体額（第 3 条の 5 第 1 項に係るものを含む。）は、別に定める限度額を超えないものとする。

2 国は、予算の範囲内において、地方公共団体に対し、都市拠点形成支援基盤整備促進事業（以下「促進事業」という。）に要する費用について、当該促進事業と同種の公共施設の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合で補助することができる。

ただし、都市再開発事業に係る公共施設の整備に関する事業以外の事業については、整備事業に係る開発事業者（整備事業の整備地区内において、開発行為又は主要な建築物の整備を行う者をいう。以下同じ。）が地方公共団体等の公的主体であって、かつ、当該開発事業者が促進事業の費用の一部を負担する場合に限り補助することができる。

3 国は、予算の範囲内において、地方公共団体、機構又は協議会に対し、都市拠点形成

特定事業調査に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

第3条の5 地方公共団体の補助に対する国の補助

- 1 国は、地方公共団体が、総合基本設計書に基づき、地方公共団体以外の者に対し、整備事業に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者への補助に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、その事業に要する費用の3分の1以内を、当該地方公共団体に対し、補助することができる。
- 2 国は、都道府県が市町村（特別区を含む。以下同じ）に対し、都市拠点形成特定事業調査に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が当該市町村への補助に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、その調査に要する費用の3分の1以内を、当該都道府県に対し、補助することができる。

第3条の6 責務

都道府県知事又は市町村長は、都市再生総合整備事業（拠点整備型）の促進その他の整備地区内の総合的整備が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3章 都市再生コーディネート等推進事業

第4条 事業主体

都市再生コーディネート等推進事業は、独立行政法人都市再生機構（以下この章において「機構」という。）が行う。

第4条の2 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、第1条の2第2項第三号イにおいて定める事業においては、当該事業に要する費用の2分の1以内（昭和45年当時の人口集中地区（D I D）及びこれに連続する臨海部の土地の区域のうち平成19年度までに採択された地区において当該事業を行う場合並びに第4条の3第2項第八号に規定する区域を含む地区において都市機能誘導の促進のために当該事業を行う場合、第4条の3第2項第九号に規定する区域を含む地区において広域連携まちづくりを行うために当該事業を行う場合及び第4条の3第2項第十四号に規定する地域を含む地区において事前防災まちづくりのために当該事業を行う場合においては、4分の3以内）を、事業主体に対して補助することができる。
- 2 前項の規定により機構に対して補助する場合における補助対象は、令和10年度までに着手する事業とする。

第4条の3 補助事業の実施等

- 1 機構は、事業の対象区域において次に掲げる事業を行うものとする。
 - 一 地区現状調査
 - 二 地方公共団体や土地所有者等の開発・土地利用意向調査

- 三 地区整備構想及び整備プログラムの作成
- 四 関連公共施設や地区公共施設等の整備計画作成
- 五 地区整備促進のためのコーディネート、関係者間の調整
- 六 個別低未利用地の有効利用計画（開発事業計画）の作成及びその実現のためのコーディネート、関係権利者及び事業者間の調整
- 七 事業推進、事業化に係る調整等
- 八 事業完了後のまちづくり活動支援（機構が事業を実施した地区に限る）

2 機構が平成 31 年度以降に着手する第 1 条の 2 第 2 項第三号イにおいて定める事業は、次の表の政策目的の欄の各項に掲げられる政策目的の達成のため、同表の対象地域等の欄の当該各項に掲げられるいずれかの地域等を含む地区、又は計画の策定等が見込まれる地域等を含む地区において行うものとする。ただし、地方都市等において、平成 29 年度以降に着手する場合は、立地適正化計画を作成し、又は作成することが確実と認められる自治体の地域に限るものとする。

	政策目的	対象地域等
(1)	都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生	第一号から第八号まで、第十二号に掲げる地域等
(2)	地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生	第五号、第七号から第十号まで、第十二号に掲げる地域等
(3)	防災性向上による安全・安心なまちづくり	第二号、第十一号から第十六号までに掲げる地域等

- 一 都市再生特別措置法第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域
- 二 都市再生特別措置法第 3 条に規定する都市再生本部が決定した都市再生プロジェクトに位置づけられた事業又は当該プロジェクトに関連する事業が実施される地区
- 三 第 2 条に規定する都市・居住環境整備重点地域
- 四 首都圏整備法第 2 条第 2 項に規定する首都圏整備計画、近畿圏整備法第 2 条第 2 項に規定する近畿圏整備計画、または中部圏開発整備法第 2 条第 2 項に規定する中部圏開発整備計画に位置づけられた事業又はこれらの計画に関連する事業が実施される地区
- 五 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項に規定する都市再開発方針で定められた計画的な再開発が必要な市街地
- 六 住生活基本法第 17 条に規定する都道府県計画で定められた住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域
- 七 都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画の区域
- 八 都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）に定めた都市機能誘導区域内における、鉄道・地下鉄駅から半径 1 k m の範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場から半径 5 0 0 m の範囲内（それぞれの駅等はピーク時運行本数が片道 3 本以上を満たすもの）の区域

ただし、平成 28 年度末までに都市機能誘導区域を設定し、平成 30 年度末までに居

住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域の見込地を含む地区での実施を可能とする。

九 都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画を定めた自治体の地域を含み、広域的に複数の市区町村間で連携して公共公益施設等の再編を実施する区域

ただし、相互に連携した立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成又は変更を視野に入れている地区に限る。

十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する拠点地区

十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 3 条第 1 項第 1 号に規定する防災再開発促進地区

十二 住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号国土交通事務次官通知）第 2 第 10 号に規定する整備地区

十三 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に基づく地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

十四 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

十五 被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域

十六 被災した地域等であって、地方公共団体より要請があった地域

第 4 章 都市基盤整備推進公共用財産特定事業

第 5 条 事業主体

都市基盤整備推進公共用財産特定事業は、都道府県が行う。

第 5 条の 2 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内において都市基盤整備推進公共用財産特定事業に要する費用の 2 分の 1 の額を補助することができる。

第 5 条の 3 補助事業の実施

都道府県は、事業の対象地区において法定外公共用財産の隣接土地所有者との境界確定を速やかに行うものとする。

第 5 章 削除

第 3 編 都市再生区画整理事業

第6条 定義

本編における用語の定義は、土地地区画整理事業法（以下、この編において「法」という。）及び第1編第1条の2に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 「都市再生区画整理事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市再生事業計画案作成事業

都市再生土地地区画整理事業及び被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業

二 都市再生土地地区画整理事業

イ 防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生を推進するため施行する土地地区画整理事業及び住宅街区整備事業

ロ 街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備（以下第3編関係部分において「大街区化」という。）による都市機能更新を推進するため施行する土地地区画整理事業

ハ 低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地地区画整理事業

ニ 任意の申出換地を用いた低未利用地等の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地地区画整理事業

ホ 法第14条第2項の規定に基づき設立の認可を受けた土地地区画整理組合の事業基本方針に定められた施行地区において、地方公共団体が公共施設充当用地を取得する事業

三 被災市街地復興土地地区画整理事業

イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地地区画整理事業

ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業

四 緊急防災空地整備事業

土地地区画整理事業が予定される地区において、既成市街地の防災性向上及び土地地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業

五 都市再生区画整理統合補助事業

既成市街地の再生等に資する総合的なプロジェクトを推進するため、第一号から第四号に定める事業を総合的に実施又は実施する者を補助する事業をいう。

2 「国際競争力強化施設」とは、都市再生特別措置法第19条の2第8項に規定する国際競争力強化施設をいう。

3 「立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画（ただし、同条第2項第二号に規定する居住誘導区域（以下第3編関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同条第2項第三号に規定する都市機能誘導区域（以下第3編関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めた計画に限る。）

をいう。

4 「都市機能増進施設」とは、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する都市機能増進施設をいう。

5 「誘導施設」とは、都市再生特別措置法第81条第2項第三号に規定する誘導施設をいう。

6 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生特別措置法第81条第9項に規定する低未利用土地利用等指針をいう。

7 「誘導施設整備区」とは、都市再生特別措置法第105条の2第1項に規定する誘導施設整備区をいう。

8 「土地区画整理組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一 法第3条第1項の規定に基づき、数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権若しくは借地権を有する者2人が共同で行うもの（立地適正化計画に誘導施設の整備を行う者（宅地について所有権若しくは借地権を有する者を除く。）が位置づけられた場合に限る。）又は3人以上が共同で行う場合に限る。）

二 法第3条第1項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行する者（当該同意施行者が民間事業者である場合にあっては、宅地について所有権又は借地権を有する者が2人以上であり、かつ当該同意施行者が立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の整備主体となる場合に限る。）

三 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号。以下、この編において「密集法」という。）第40条に規定する防災街区計画整備組合

四 農住組合

五 土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上参加している準備組織を含む。）

六 区画整理会社（法第3条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。）

七 独立行政法人都市再生機構

八 地方住宅供給公社

九 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市法」という。）第29条第1項の規定に基づき、数人共同して住宅街区整備事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行う場合に限る。）

十 大都市法第29条第2項に規定する住宅街区整備組合

9 「建築物棟数密度」とは、区域内の建築物の棟数（1棟の建築物が複数の住戸により構成されている場合、その戸数を棟数として算定する。）を次に掲げる部分に係る面積を除いた当該区域の面積のヘクタールの数値で除した数値をいう。

一 公共施設の用に供している部分

二 主として住宅の用に供しない国公有地の部分

三 急傾斜地その他の宅地として利用することが困難な土地等の部分

10 「老朽住宅棟数」とは、区域内における別途定める「住宅の老朽度等の測定基準」

(以下「測定基準」という。)による評点が130以上である住宅又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている住宅の棟数及び測定基準による評点が100以上130未満である住宅の棟数に10分の8を乗じて得た棟数をいう。ただし、「住宅の棟数」については、1棟の建築物が複数の住戸により構成されている場合、その戸数を棟数として算定するものとする。

- 1 1 「老朽住宅棟数率」とは、老朽住宅棟数の合計の住宅棟数に対する割合をいう。
- 1 2 「要素事業」とは、都市再生区画整理統合補助事業を構成する第1項第一号から第四号に定める事業をいう。
- 1 3 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村（特別区を含む）が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画
 - 二 地区整備方針（土地利用、公共施設の配置・規模）
 - 三 その他必要な事項
- 1 4 「都市機能導入施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。
- 1 5 「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。
 - イ 地階を除く階数が3以上であること。
 - ロ 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。
 - ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計がおおむね500平方メートル以上のものであること。

第6条の2 事業主体

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、当該事業により事業化されることとなる土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の施行者となることが見込まれる者（以下「施行予定者」という。）が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要な公共施設の整備が予定される地区における土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、都道府県又は市町村若しくは施行予定者である土地区画整理組合等が行う。
- 3 都市再生土地区画整理事業は、第6条第1項第二号イ、ロ、ハ及びニに掲げる事業にあつては都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が、同条第1項第二号ホに掲げる事業にあつては都道府県又は市町村が行う。
- 4 被災市街地復興土地区画整理事業は、都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が行う。
- 5 緊急防災空地整備事業は、都道府県又は市町村が行う。

- 6 都市再生区画整理統合補助事業は、都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が行う。都市再生区画整理統合補助事業に係る要素事業は、要素事業ごとに同種の事業について第1項から第5項において定められた事業主体が実施するものとする。

第6条の3 施行地区

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。

一 第6条第1項第二号イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係る区域に存し、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。

- (1) 都市計画法第6条の2に規定する整備、開発及び保全の方針又は同法第18条の2第1項に規定する基本方針
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第十号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）
- (3) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第6条第1項に規定する基本計画
- (4) 都市再生特別措置法第46条第1項に規定する都市再生整備計画又は立地適正化計画

ロ 次の要件に該当する地区

(1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤整備水準が低い地区であること。

(2) 震災時に延焼又は建物倒壊による危険性が高い木造住宅等が密集している市街地に存する次の①もしくは②の要件のいずれかに該当する地区、又は豪雨時に浸水被害の危険性が高い地区に存する次の③もしくは④の要件のいずれかに該当する地区

① 密集法第3条第1項第一号に規定する防災再開発促進地区（以下「防災再開発促進地区」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存すること。

② 地域防災計画に定められ、又は定められることが確実な区域に存し、かつ、次の区域内のいずれかに存すること。

- (i) 三大都市圏の既成市街地等
- (ii) 大規模地震発生の可能性の高い地域
- (iii) 指定都市
- (iv) 県庁所在地

- ③ 立地適正化計画に定められた防災指針に総合的な浸水対策が記載されており、当該指針に基づき土地区画整理事業を実施する地区であること。
- ④ 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する地区であること。（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）
- ハ ロ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区（(1)から(4)までのいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。）
 - (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づき定められた都市再生緊急整備地域に係る地区であること。
 - (2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第二号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定められた地区であること。
 - (3) 都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）第12条第11項に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第2項第二号の区域に係る地区であること。
 - (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想において定められた同条第2項第二号の区域に係る地区であること。
- ニ ロ(1)の要件に該当し、かつ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定により認定を受けた、又は受けることが確実な歴史的風致維持向上計画に基づき土地区画整理事業を施行しようとする地区
- ホ ロ(1)の要件に該当し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）
- 二 第6条第1項第二号ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。
 - イ 次の要件に該当する地区
 - (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、前項第1号イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区（ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。）
 - (2) 鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から500mの範囲内にあること
 - (3) 地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められること
 - ロ イの要件に適合し、かつ、第1号ハに掲げる(1)から(4)までのいずれかの要件に該当する地区（該当することが確実な地区を含む。）

ハ イの要件に適合し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）

三 第6条第1項第二号ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。）で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

四 第6条第1項第二号ニに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

五 第6条第1項第三号に掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、被災地の面積が概ね20ヘクタール以上で被災戸数が概ね1,000戸以上の災害に係る市街地のうち、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域（以下「推進地域」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区において行うものとする。

2 都市再生土地区画整理事業のうち第6条第1項第二号イに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一 公共用地率が15%未満であること。ただし、公共用地率の算定にあたっては次のとおりとする。

イ 幹線道路等を除く。

次号ハに規定する拠点的市街地形成重点地区において、公益施設の整備が図られる場合にあっては、狭隘道路等を除く。ただし、狭隘道路等の道路幅員について、住宅地にあつては4m未満、商業地又は工業地にあつては6m未満とする。

二 次の要件（前項第一号イに規定する計画、構想又は方針において定められた場合に限る。）のいずれかに該当する地区であること。

イ 前項第一号イの要件を満たす地区

ロ 前項第一号ロの要件を満たす地区。ただし、前項1号ロ(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること（以下「安全市街地形成重点地区」という。）

① 地区内の老朽住宅棟数が50棟以上であること。ただし、住生活基本法第17条第2項第6号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区（以下「重点供給地域に係る地区」という。）にあつては25棟以上であること。

② 原則として、次表の左欄に掲げる地区の建築物棟数密度の区分に応じ、老朽住宅棟数率が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

建築物棟数密度	老朽住宅棟数率
30 以上 40 未満	7 割
40 以上 50 未満	6 割
50 以上 60 未満	5 割
60 以上 70 未満	4 割
70 以上	3 割

- ハ 前項第一号ロ（1）の要件を満たし、かつ、前項第一号ハ(1)から(4)のいずれかに該当する地区（以下「拠点的市街地形成重点地区」という。）
- ニ 前項第一号ロ（1）の要件を満たし、かつ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき土地区画整理事業を施行する地区（以下「歴史的風致維持向上重点地区」という。）
- ホ 前項第1号ロ（1）の要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行する地区（以下「都市機能誘導重点地区」という。）
- 三 第二号イ、ロ、ハ、ニ又はホに該当する地区については、次のいずれかの要件に該当すること。
- (1) 面積に当該地区に係る都市計画において定められた、又は定められることが確実な容積率を乗じて得た値（以下「換算面積」という。）が2ヘクタール以上であること。
 - (2) 複数の土地区画整理事業の換算面積の合計の値（一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の2分の1以上が土地区画整理事業により整備される場合に限る。）が2ヘクタール以上であること。
 - (3) 安全市街地形成重点地区に該当し、かつ、重点供給地域に係る地区については、換算面積が1ヘクタール以上であること。
 - (4) 拠点的市街地形成重点地区に該当し、公益施設の整備が図られる場合にあつては、換算面積が1ヘクタール以上であること。
- 3 都市再生土地区画整理事業のうち、第6条第1項第二号ロに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に一次滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。
 - 二 次の要件のいずれかに該当する地区であること。
 - イ 第1項第2号イの要件を満たす地区
 - ロ 第1項第2号ロの要件を満たす地区
 - ハ 第1項第2号ハの要件を満たす地区
 - 三 次のいずれかの要件に該当すること。

- イ 前号イに該当する地区については、前項第3号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること。
 - ロ 前号ロに該当する地区については、以下のいずれかの要件に該当すること。
 - (1) 前項第3号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること
 - (2) 公益施設の整備が図られる場合にあっては、換算面積が1ヘクタール以上であること
- 4 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ハに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 公共用地率が20%未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。
 - 二 次の要件に該当する地区であること。
 - イ 第1項第三号の要件を満たす地区（立地適正化計画において定められた場合に限る。）
 - ロ 事業計画に誘導施設整備区が定められた土地地区画整理事業を施行する地区
 - 三 換算面積が0.5ヘクタール以上であること。
- 5 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ニに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 公共用地率が20%未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。
 - 二 次の要件に該当する地区であること。
 - イ 第1項第四号の要件を満たす地区（立地適正化計画において定められた場合に限る。）
 - ロ 任意の申出換地によって土地を集約する土地地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区
 - 三 換算面積が0.5ヘクタール以上であること。
- 6 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ホに掲げる事業は、第2項又は第3項の要件に該当する地区において行うものとする。
- 7 被災市街地復興土地地区画整理事業のうち第6条第1項第三号イに掲げる事業は、第6条の3第1項第四号の要件（推進地域に定められた区域に存する場合に限る。）に該当する地区において行うものとする。
- 8 被災市街地復興土地地区画整理事業のうち第6条第1項第三号ロに掲げる事業は、推進地域内の土地の区域における地区において行うものとする。
- 9 緊急防災空地整備事業は、土地地区画整理事業を予定する次の各号のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 次に掲げる要件に該当する地区
 - イ 都市計画法第12条の規定により土地地区画整理事業の都市計画決定がなされた地区であって減価補償を必要とすることが見込まれる地区
 - ロ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)であって、次に掲げる要件に該当する区域に存する地区

- (1) 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等
 - (2) 人口 10 万人以上の市
 - (3) 大規模地震発生の可能性の高い地域
 - (4) 都市機能誘導区域
- 二 次に掲げる要件のいずれかに該当する区域に存する地区
- イ 立地適正化計画に定められた防災指針に総合的な浸水対策が記載されており、当該指針に基づき土地区画整理事業を実施する予定の地区
 - ロ 高規格堤防の整備と一体的に土地区画整理事業を実施する予定の地区（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が 40 人/ha 以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）
- 三 東日本大震災に係る推進地域又は計画区域に定められた区域に存する地区（東日本大震災被災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）
- 四 推進地域に定められた区域に存する地区

10 都市再生区画整理統合補助事業は、当該事業を構成する要素事業により推進される総合的なプロジェクトが実施される地区において行うものとする。都市再生区画整理統合補助事業に係る要素事業は、要素事業ごとに同種の事業について第 1 項から第 9 項において定められた地区において実施するものとする。

第 6 条の 4 都市再生区画整理統合補助事業計画

- 1 都市再生区画整理統合補助事業を行おうとする事業主体は、一体的かつ総合的に既成市街地の再生を促進すべき地区について、次の各号に掲げる事項を記載した概ね 10 ヶ年の計画（以下「都市再生区画整理統合補助事業計画」という。）を策定するものとする。この場合において、第七号については、関連事業の事業主体と調整の上、必要に応じて記載するものとする。
- 一 地区の名称
 - 二 地区の面積
 - 三 計画期間
 - 四 地区の整備方針
 - 五 都市再生区画整理統合補助事業において実施又は補助される要素事業
 - 六 計画期間における各要素事業の概算事業費
 - 七 関連事業（総合的なプロジェクトを推進するため、都市再生区画整理統合補助事業に併せて実施又は補助される都市再生区画整理統合補助事業以外の事業をいう。）及びその事業主体
 - 八 その他必要な事項
- 2 都市再生区画整理統合補助事業計画において、前項各号に掲げる事項のほか、都市再生区画整理統合補助事業の全部又は一部について、要素事業の事業費内訳等を定めることができる。
- 3 事業主体は、都市再生区画整理統合補助事業を策定したときは、国土交通大臣に協議

し、同意を得るものとする。この場合において、当該手続きは、市町村（指定都市を除く。）にあっては、都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 4 前3項の規定は、都市再生区画整理統合補助事業計画を変更する場合に準用する。
- 5 都市再生区画整理統合補助事業計画に事業費内訳等が定められていない部分又は定められた事業費内訳等について変更する必要がある部分について、国土交通大臣が補助金の交付決定又は交付決定変更をした場合には、当該交付決定又は交付決定変更に係る事業費内訳が、都市再生区画整理統合補助事業計画の事業費内訳等として定められ、国土交通大臣の同意を受けたものとみなす。

第6条の5 地方公共団体等に対する国の補助

1 都市再生事業計画案作成事業

- 一 国は、予算の範囲内において、第6条の3第1項第一号又は第二号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用の3分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
- 二 前号の規定にかかわらず、第6条の3第1項第一号ロ、ハ、二若しくはホ又は同第二号ロ又はハの要件に該当する地区については、国は、予算の範囲内において、都市再生事業計画案作成事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
- 三 国は、予算の範囲内において、第6条の3第1項第三号及び第四号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
- 四 国は、予算の範囲内において、第6条の3第1項第五号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。

2 都市再生土地区画整理事業

- 一 国は、予算の範囲内において、第6条の3第2項及び同条第3項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用の3分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。
- 二 前号の規定にかかわらず、第6条の3第2項第二号ロ、ハ、二若しくはホ又は同第3項第二号ロ又はハに該当する地区については、国は、予算の範囲内において、都市再生土地区画整理事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。
- 三 国は、予算の範囲内において、第6条の3第4項及び第5項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。

3 被災市街地復興土地区画整理事業

- 一 国は、予算の範囲内において、第6条の3第7項又は第8項の要件に該当する地区における被災市街地復興土地区画整理事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体であ

る地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。

4 緊急防災空地整備事業

国は、予算の範囲内において、第6条の3第9項の要件に該当する地区における緊急防災空地整備事業のうち公共施設充当用地の取得に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体に対して補助することができる。

5 都市再生区画整理統合補助事業

国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市再生区画整理統合補助事業に要する費用のうち、第1項から第4項において補助できると定められた者が実施する要素事業にあつては、要素事業ごとにそれぞれ同種の事業について第1項から第4項に定められた国の補助割合と同じ割合以内を補助することができる。

第6条の6 地方公共団体の補助に対する国の補助

1 都市再生事業計画案作成事業

一 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第1項第一号又は第二号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の3分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

二 前号の規定にかかわらず、第6条の3第1項第一号ロ、ハ、ニ若しくはホ又は同第二号ロ又はハの要件に該当する地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

三 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第1項三号及び第四号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

四 第一号の規定にかかわらず、第6条の3第1項第五号の要件に該当する地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

2 都市再生土地区画整理事業

一 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第2項、第3項又は第5項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の3分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

二 前号の規定にかかわらず、第6条の3第2項第二号ロ、ハ、ニ若しくはホ又は同第3項第二号ロ又はハに該当する地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助するこ

とができる。

三 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第4項及び第5項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

3 被災市街地復興土地区画整理事業

国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第7項又は第8項の要件に該当する地区における被災市街地復興土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

4 都市再生区画整理統合補助事業

国は、事業主体である地方公共団体が、土地区画整理組合等に対し、都市再生区画整理統合補助事業として要素事業の実施に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において、第1項から第3項において補助することができると定められた要素事業にあつては、当該地方公共団体が土地区画整理組合等への補助に要する費用に対し、要素事業ごとにそれぞれ同種の事業について第1項から第3項に定められた国の補助割合と同じ割合を乗じた額以内を、当該地方公共団体に対し、補助することができる。

第4編 削除

第7条から第7条の4まで 削除

第5編 削除

第8条から第9条の6まで 削除

第6編 削除

第10条から第10条の6まで 削除

第7編 削除

第11条から第11条の3まで 削除

第8編 まち再生総合支援事業

第1章 まち再生出資事業

第12条 事業主体

まち再生出資事業は、民間都市開発推進機構が行う。

第12条の2 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内において民間都市開発推進機構が置くまち再生基金（以下この章において「基金」という。）の造成に要する費用を補助することができる。

第12条の3 まち再生出資事業の実施等

- 1 民間都市開発推進機構は、次の各号に掲げる支援を行うための基金の造成を行うものとする。
 - 一 都市再生特別措置法第71条第1項第一号イからホまでに掲げる方法による、都市再生整備事業に係る費用の一部についての支援
 - 二 都市再生特別措置法第103条第1項第一号イからホまでに掲げる方法による、誘導施設等整備事業に係る費用の一部についての支援
 - 三 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第一号イからホまでに掲げる方法による、拠点施設整備事業に係る費用の一部についての支援
- 2 配当等は、原則として基金に繰り入れるものとするが、必要最小限の範囲で管理運営費に充てることができるものとする。なお、配当等により管理運営費を支弁することができない場合には、基金の元本を取り崩すことができることとする。
- 3 民間都市開発推進機構は、まち再生出資事業を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前項のほか、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき基金の取り扱いを検討した結果、使用見込みの低い資金に相当する額のうち国庫補助金相当額については国に返納するものとする。

第2章 削除

第13条から第13条の3まで 削除

第3章 まちづくりファンド支援事業

第14条 事業主体

まちづくりファンド支援事業は、民間都市開発推進機構が行う。

第14条の2 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内においてまちづくりファンド支援事業に要する費用を補助することができる。

第14条の3 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の実施等

- 1 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンド（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に出資

による支援を行う。

- 一 有限責任事業組合、投資事業有限責任組合その他の組合
- 二 合同会社、株式会社その他の会社

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除き、民間まちづくり事業により整備した施設を利活用して成果指標の達成のために行う事業を含む。）を含む。）を実施する者への出資又は当該事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。
- 二 金融機関からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

3 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンドから受けた配当金について、まちづくりファンドの設立及び運営に要した費用、ハンズオン支援に係る費用等（過年度分を含む。）（以下「ハンズオン支援費用等」という。）を控除して国庫に納付しなければならない。

4 民間都市開発推進機構は、各まちづくりファンドの存続期間が終了した場合において、民間都市開発推進機構からの出資に係る残余財産の額（配当金相当分を含む。）からハンズオン支援費用等を控除して国庫に納付しなければならない。

第14条の3の2 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の実施等

1 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンド（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に資金拠出による支援を行う。

- 一 公益信託
- 二 公益法人

三 市町村長が指定するNPO等の非営利法人（都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により都市再生推進法人として指定された会社であって民間都市開発推進機構の拠出金を充てて行う民間まちづくり事業及び当該民間まちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないもの（以下「指定まちづくり会社」という。）を含む。）

四 復興まちづくり会社（特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である市町村及びその市町村が属する道県が出資する会社（株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができ、議決権の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める地方公共団体の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつてはその社員のうちに地方公共団体があること。）であつて、民間都市開発推

進機構の拠出金を充てて行う民間まちづくり事業及び当該民間まちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないものをいう。)

五 地方公共団体が設置する基金

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 民間都市開発推進機構の拠出金が、まちづくりファンドとの間の契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業を実施する者への助成等

(指定まちづくり会社が自ら行う民間まちづくり事業若しくは復興まちづくり会社が特定被災地方公共団体である市町村の区域内において自ら行う民間まちづくり事業への支出又は指定まちづくり会社(民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。)、復興まちづくり会社(特定被災地方公共団体である市町村の区域内において民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。))若しくは民間事業者(民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。))への出資を含む。))又はその助成等を実施するために必要な初期費用(前項第一号から第四号までのいずれかのものがまちづくりファンドの運営を開始するために必要な初期費用に限る。))に充てられることが確実であること。

二 前号に掲げる助成等の対象が、クラウドファンディング(インターネットサイトを通して、投資家等から資金を集める仕組みをいう。購入型、寄付型、貸付型及びファンド型に限る。))を活用する民間まちづくり事業(当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業(人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。))を含む。以下この号において同じ。))又は都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定若しくは跡地等管理協定(以下「都市利便増進協定等」という。))に基づく民間まちづくり事業であること。

三 地方公共団体からまちづくりファンドへの資金拠出(都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業に対して助成等を行うまちづくりファンドにあっては、地方公共団体が個人又は法人が支出する寄付金を財源に行う資金拠出)が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

3 第一項の支援の対象とするまちづくりファンドの選定に当たっては、民間都市開発推進機構に設置する、有識者から成る選定委員会の議を経るものとする。

4 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンドから拠出金の返還があった場合には、当該返還額を国庫に納付しなければならない。

5 まちづくりファンドが助成により民間まちづくり事業を支援する場合において、当該支援事業より相当の収益が生ずると認められる場合には、助成の目的に反しない限りにおいて、その助成により交付した資金の全部又は一部に相当する金額をまちづくりファンドに納付すべき旨を条件として附することができるものとする。

第14条の3の3 まちづくりファンド支援事業(老朽ストック活用リノベーション等推進型)の実施等

1 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンド(投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合をいう。以下この条において同じ。))に対し、次項に定める要件に該当する場

合に出資による支援を行う。

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、職住の近接・一体等ニューノーマルに対応した柔軟な働き方と暮らしやすさの実現又は脱炭素社会の実現に資する次に掲げる民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）を含む。）を実施する者への出資又は当該民間まちづくり事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。

イ テレワーク拠点等の整備を伴う事業

ロ 緑・オープンスペース等の整備を伴う事業

ハ 建築物の環境性能の向上に資する設備の整備を伴う事業

二 前号の民間まちづくり事業が、老朽ストック（築20年以上の建築物）を活用した事業であること。ただし、前号ハに掲げる事業であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していない建築物に係る事業についてはこの限りでない。

三 金融機関等からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

3 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンドから受けた配当金について、ハンズオン支援費用等を控除して国庫に納付しなければならない。

4 民間都市開発推進機構は、各まちづくりファンドの存続期間が終了した場合において、民間都市開発推進機構からの出資に係る残余財産の額（配当金相当分を含む。）からハンズオン支援費用等を控除して国庫に納付しなければならない。

第4章 民間都市開発事業支援事業

第14条の4 事業主体

民間都市開発事業支援事業は、民間都市開発推進機構が行う。

第14条の5 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内において、民間都市開発事業支援業務引当金に要する費用を補助することができる。

第14条の6 民間都市開発事業支援事業の実施等

1 民間都市開発推進機構は、民間都市開発事業支援事業及びメザニン支援事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 補助金の運用益は、民間都市開発事業支援業務引当金に繰り入れるものとする。

3 民間都市開発推進機構は、メザニン支援事業を廃止する場合において、民間都市開発事業支援業務引当金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第9編 削除

第 15 条から第 15 条の 6 まで 削除

第 10 編 削除

第 16 条から第 16 条の 5 まで 削除

第 11 編 国際競争拠点都市整備事業

第 1 章 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

第 17 条 定義

本章における「鉄道駅周辺施設」とは、鉄道駅周辺に整備する交通広場、歩行者通路（エレベーター等バリアフリー施設を含む）、歩行者広場、公共駐車場、自転車駐車場、立体遊歩道、歩行者用デッキ、人工地盤等の鉄道駅を利用する者の利便の向上に資する施設をいう。

第 18 条 事業地区

国際競争拠点都市整備事業の事業地区は、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域とする。

第 19 条 国際競争拠点都市整備事業計画の提出

1 次条に定める補助対象事業を実施するために補助金の交付を受けようとする地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）、又は法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）は、単独で又は共同して、次に掲げる事項を記載した計画（以下、「国際競争拠点都市整備事業計画」という。）を策定し、国土交通大臣に提出するものとする。この場合において、当該地方公共団体が指定都市以外の市町村であるときは、都道府県を経由して行うものとする。

- 一 特定都市再生緊急整備地域の名称
- 二 国際競争拠点都市整備事業の補助対象事業
- 三 事業箇所名
- 四 事業主体
- 五 事業期間
- 六 国際競争拠点都市整備事業の補助対象事業の概算事業費
- 七 その他必要な事項

2 前項の規定は、国際競争拠点都市整備事業計画の変更について準用する。

第 20 条 補助対象事業

国際競争拠点都市整備事業の補助対象は、都市再生特別措置法第 19 条の 2 の規定に基づき作成される整備計画に位置付けられる公共公益施設の整備等のうち次の第一号から第

八号に掲げる事業及び第九号に掲げる事業とする。

- 一 道路の新設又は改築に関する事業
- 二 鉄道施設の建設又は改良に関する事業
- 三 バス高速輸送システム（BRT（Bus Rapid Transit））の整備に関する事業
- 四 バスターミナルの整備に関する事業
- 五 鉄道駅周辺施設の整備に関する事業
- 六 市街地再開発事業
- 七 土地区画整理事業
- 八 史跡等一体都市開発事業
- 九 第一号から第八号に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に関する事業

第21条 地方公共団体等に対する国の補助

国は、予算の範囲内において、地方公共団体、機構及び協議会に対し、国際競争拠点都市整備事業計画に基づき実施する補助対象事業の費用の一部を補助することができる。

第22条 地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、地方公共団体が、地方公共団体以外の施行者に対して、国際競争拠点都市整備事業計画に基づき実施する補助対象事業の費用を補助する場合、当該地方公共団体に対し、当該費用の一部を補助することができる。

第2章 国際競争流通業務拠点整備事業

第23条 事業地区

国際競争流通業務拠点整備事業の事業地区は、次の一及び二に該当する地域をいう。

- 一 都市再生特別措置法第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺地域（ただし、臨港地区及び臨港地区となることが予定される地区を除く。）
- 二 工業系用途地域内であり、かつ、水際線（臨港地区がある場合は臨港地区境界）から概ね3キロメートル以内の範囲に存する土地の区域

第24条 国際競争流通業務地域再生促進計画

- 1 都道府県は、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づき主務大臣が定める「流通業務施設の整備に関する基本指針」を踏まえ、第23条の事業地区において、次に掲げる事項を記載した国際競争流通業務地域再生促進計画（以下「促進計画」という。）を策定することができる。

- 一 対象地区及びその面積
- 二 前号の地区における流通業務機能の改善及び向上に向けた取組の基本方針
- 三 都市計画等における前項の地区の位置づけ
- 四 流通業務機能の改善及び向上により期待される効果（流通業務拠点の高度化によ

るコスト低減等により特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏の国際競争力を強化する効果等)

五 その他必要な事項

- 2 促進計画を策定する場合にあっては、事前に国土交通大臣に協議しなければならない。
- 3 前各項の規定は、計画を変更する場合（別に定める軽易な変更を除く。）に準用する。

第25条 国際競争流通業務拠点整備事業計画

- 1 第26条第3項に定める補助対象事業を実施するために補助金の交付を受けようとする事業の施行者になることが見込まれる者は、単独で又は共同して、国際競争流通業務拠点整備事業計画（以下「事業計画」という。）を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 事業主体
 - 二 事業区域とその面積
 - 三 事業期間
 - 四 流通業務拠点の整備の概要（施設建築物については概略設計図を添付すること。）
 - 五 工程表
 - 六 第四号の整備の概算事業費（本事業の対象とする整備の概算事業費を明示すること。）
 - 七 資金計画（第四号に定める整備に関するものを含む。）
 - 八 防災機能の向上及び都市環境の改善に向けた取組に関する事項
 - 九 その他必要な事項
- 3 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。
 - 一 促進計画の地区内で実施されること。
 - 二 流通業務拠点整備による防災機能の向上及び都市環境の改善が確認されること。
 - 三 第26条第3項の要件に該当すること。
 - 四 概算事業費が妥当であること。
 - 五 資金計画が妥当なものとなっていること。
- 4 国土交通大臣は、第3項の規定により事業計画の認定をしたときは、地方公共団体及び申請者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、事業計画を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

第26条 補助対象事業

国際競争流通業務拠点整備事業の補助対象は、次の第1項から第5項に掲げる調査又は事業とする。

- 1 第1編第1条の2第12項第二号イに定める促進計画策定調査
- 2 第1編第1条の2第12項第二号ロに定める事業計画策定調査
- 3 第1編第1条の2第12項第二号ハに定める拠点整備事業のうち、次の各号に掲げる事業

一 都市再生土地地区画整理事業

第3編第6条第1項第二号イに定める都市再生土地地区画整理事業（流通業務機能の改善及び向上を図るべき地域において物流拠点の整備を推進するために施行するものに限る。）を対象とするが、第3編第6条の3第2項に定める施行地区要件は、以下に読み替えるものとする。

イ 第3編第6条の3第2項第一号に定める公共用地率に係る地区要件

公共用地率が20%未満であること。なお、公共用地率の算定は第3編第6条の3第2項第一号の定めに従うものとする。

ロ 第3編第6条の3第2項第二号ハに定める重点地区の要件

第3編第6条の3第1項第一号ハ（1）の要件を満たし、2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）を行う地区であること。

二 大規模流通業務施設整備事業

2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）を行う事業であり、公共施設（道路、公園、広場、緑地等）の整備を伴うものを対象とする。

三 交通施設整備事業

複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業を対象とする。

- 4 第1編第1条の2第12項第二号ニに定める調査・評価等事業
- 5 第1編第1条の2第12項第二号ホに定める事務事業

第27条 事業主体

- 1 前条第1項の調査は、都道府県が行う。
- 2 前条第2項の調査は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者、協議会又は土地地区画整理事業施行者（施行予定者を含む。）が行う。
- 3 前条第3項第一号の事業は土地地区画整理事業施行者が、前条第3項第二号および第三号の事業は民間事業者又は協議会が行う。
- 4 前条第4項又は第5項の事業は、民間事業者等が行う。

第28条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、補助対象事業の費用の一部を補助することができる。
- 2 国は、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対して、補助対象事業の費用を補助

する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その費用の一部を補助することができる。

第3章 国際競争業務継続拠点整備事業

第29条 事業地区

国際競争業務継続拠点整備事業の事業地区は、次の一及び二に該当する地区をいう。

一 都市再生特別措置法第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域

ただし、国際競争力強化の観点から、特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合はその限りでない。

二 エネルギーの供給先に災害対策基本法（昭和36年11月法律第223号）第2条第5項に規定する指定公共機関及び同条第6項に規定する指定地方公共機関の施設（以下、「指定公共機関等の施設」という。）、「医政発0321第2号災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年厚生労働省医政局長通知）に規定する災害拠点病院（以下、「災害拠点病院」という。）、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設のうち一以上を含む地区

第30条 エネルギー導管等整備事業計画

1 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）、法律に基づく協議会（以下、「協議会」という。）又は民間事業者等は、第31条第2項に定めるエネルギー導管等整備事業の実施に関する計画（以下、「エネルギー導管等整備事業計画」という。）を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。

2 都道府県がエネルギー導管等整備事業計画を策定する場合にあっては、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 エネルギー導管等整備事業計画には、エネルギー導管等整備事業の実施に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

一 エネルギー供給対象区域とその面積

二 エネルギー供給事業者

三 エネルギー供給システムの概要（エネルギーの面的利用の概要、エネルギー供給施設、供給対象建築物等について記載すること。）

四 災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保を含むエネルギーの供給方針、都市再生特別措置法（平成28年法律第72号）第19条の13の規定に基づき作成される都市再生安全確保計画（以下、「都市再生安全確保計画」という。）への位置付け及びエネルギー面的ネットワークの活用担保のための地区計画、建築協定、都市再生特別措置法（平成28年法律第72号）第45条の21の規定に基づく非常用電気等供給施設協定（以下、「非常用電気等供給施設協定」という。）等の活用の検討状況

五 エネルギー供給事業の実施体制

六 エネルギー供給施設位置図（第一号の供給対象区域図上に記載すること。）

- 七 エネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保の状況
 - 八 エネルギー供給開始の予定時期
 - 九 前号までに定めるエネルギー供給を実施する上で必要となる施設整備の概要（エネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備を明示すること。）
 - 十 前号の施設整備にかかる事業の期間（エネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備にかかる事業の期間を明示すること。）
 - 十一 第九号の施設整備を行う者（エネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備を行う者を明示すること。）
 - 十二 第九号の施設整備の概算事業費（エネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備の概算事業費を明示すること。）
 - 十三 第一号で規定する区域において市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者とのエネルギー供給に関する調整状況
 - 十四 エネルギー供給事業の資金計画（第九号に定める施設整備に関するものを含む。）
 - 十五 その他必要な事項
- 4 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、エネルギー導管等整備事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件（前項第十一号のエネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備を行う者が、地方公共団体又は機構である場合は第一号から第八号に定める全ての要件）に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。
- 一 前条に規定する事業地区に該当する地区で実施されること
 - 二 エネルギー導管等整備事業計画に定めるエネルギー供給対象区域において、市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者に対して、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向の確認を行った上でエネルギー導管等整備事業を実施しようとする事
 - 三 エネルギー供給の希望意向を示した事業者の市街地開発の動向を踏まえ、前項第八号のエネルギー供給開始の予定時期が適切なものとなっていること
 - 四 エネルギー導管等整備事業の実施に合わせて、都市再生安全確保計画への位置付け、エネルギー面的ネットワークの活用担保のための地区計画、建築協定、非常用電気等供給施設協定等の活用について検討を行っていること
 - 五 供給区域におけるエネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保が確認されること
 - 六 施設整備の概算事業費が妥当であること
 - 七 エネルギー供給事業の実施体制が適切なものとなっていること
 - 八 エネルギー供給事業の資金計画が妥当なものとなっていること
 - 九 前項第九号のエネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備が公共空間に整備され、かつ、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向を示す者に対して、供給可能な（又は将来的に可能な）施設となっていること

- 5 国土交通大臣は、前項第五号から第九号の要件に該当するか否かについて判断するにあたっては、予め、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 6 国土交通大臣は、エネルギー導管等整備事業の構想段階において、第4項第五号から第九号の要件に該当するか否かについて、エネルギー導管等整備事業の実施前で、かつ、事業計画の詳細検討が進んだ段階で学識経験者の意見を聴き、再度確認を行うことを前提として、第4項に定める認定を行うことができる。なお、再確認の結果、要件に該当しないことが明らかになった場合は、エネルギー導管等整備事業の実施に要する費用に対する国の補助を行わないものとする。
- 7 国土交通大臣は、第4項の規定によりエネルギー導管等整備事業計画の認定をしたときは、補助事業者に通知するものとする。
- 8 前各項の規定は、エネルギー導管等整備事業計画を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

第31条 補助対象事業

国際競争業務継続拠点整備事業の補助対象は、次の第1項から第2項に掲げる事業とする。

- 1 整備計画事業調査
前条のエネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査
- 2 エネルギー導管等整備事業
都市再生安全確保計画に位置付けられるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギー貯留施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）、指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備及びそれらの付帯施設の整備に関する事業

第32条 地方公共団体等に対する国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、地方公共団体又は協議会に対し、前条第1項に掲げる事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、前条第2項に掲げる事業にあつては、地方公共団体、機構、協議会又は民間事業者等に対し、第30条第4項の規定により国土交通大臣が認定したエネルギー導管等整備事業計画に位置付けられる事業に要する費用の一部を補助することができる。

第33条 地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、地方公共団体が民間事業者等に対して、第30条第4項の規定により国土交通大臣が認定したエネルギー導管等整備事業計画に位置付けられる事業に要する費用を補助する場合、予算の範囲内において、当該費用の一部を補助することができる。

第12編 削除

第34条から第39条まで 削除

第 13 編 まちなかウォーカブル推進事業

第 40 条 事業主体

まちなかウォーカブル推進事業は、都道府県又は民間事業者等（独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）及び特定非営利活動法人等（都市再生特別措置法（以下「都市再生法」という。）第 46 条第 3 項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下第 13 編関係部分において同じ。）を含む。）が行う。

第 41 条 施行地区

まちなかウォーカブル推進事業は、次のすべての要件に該当する地区において行うものとする。

- 1 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 10－（2）5．（1）に規定する施行地区
- 2 都市再生法第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）の区域内において、滞在の快適性等の向上のために必要な施設の整備等を行う必要があると認められる区域（以下「まちなかウォーカブル区域」という。）が定められた地区（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む。）

第 42 条 ウォーカブル推進計画の策定

- 1 まちなかウォーカブル推進事業を実施しようとする事業主体は、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 10－（2）6．第 1 項（1）から（13）に掲げる事項を記載したウォーカブル推進計画を作成するものとする。
この場合において、当該事項中「都市再生整備計画」とあるのは「ウォーカブル推進計画」と読み替えるものとする。
- 2 ウォーカブル推進計画に記載することができる補助対象事業は、当該事業を実施する区域が所在する市町村が作成する都市再生整備計画において、関連事業として位置付けがあるものに限る。
- 3 交付金交付要綱第Ⅱ編イー 10－（2）5．（1）第 2 項の区域においてまちなかウォーカブル推進事業を実施しようとする事業主体は、ウォーカブル推進計画を国に提出し、確認を受けることができる。
- 4 前 3 項の規定は、ウォーカブル推進計画を変更する場合に準用する。

第 43 条 事業主体に対する国の補助

国は予算の範囲内において事業主体に対し、ウォーカブル推進計画に基づき実施する交付対象事業の費用の一部を補助することができる。

第 14 編 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

第 44 条 事業主体

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の実施主体（以下この編において「補助事業者」という。）は、次のいずれかの号に該当する者とする。

- 1 地方公共団体を含む官民連携協議会
- 2 民間事業者
- 3 独立行政法人都市再生機構

第45条 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の提出

- 1 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施するために補助金の交付を受けようとする事業が予定される市町村は、次に掲げる事項を記載した計画（以下「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」という。）を作成し、地方整備局長等を経由して、大臣に提出するものとする。この場合において、複数の事業主体が連携して事業を行うときは、当該事業主体が共同してグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を策定することができる。なお、計画を提出する市町村が指定都市以外の市町村であるときは、都道府県を経由して行うものとする。
 - 一 事業計画の区域
 - 二 事業計画の目標
 - 三 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 四 計画期間
 - 五 事業計画の対象となる地区の名称
 - 六 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - 七 事業計画の評価に関する事項
- 2 「通常型」については、緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容とグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の内容が整合しなければならない。
- 3 「防災・減災推進型」については、2に加え、防災指針が定められた（確実に定められることが見込まれる場合を含む）立地適正化計画や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画において、グリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容とグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の内容が整合しており、グリーンインフラの取り組みを実施することで防災・減災関連の計画の達成に寄与すること。
- 4 第1項第二号に規定する目標は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - 一 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
 - 二 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、「防災・減災推進型」については、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること。
- 5 第1項から前項までの規定は、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を変更しようとする場合において準用する。

第46条 補助対象事業

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の補助対象は、第一号及び第二号を満たすものとする。

- 一 事業計画の目標達成に資する以下のイ〜リに掲げる事業（ただし、「通常型」については、へを除く）。

- イ 公園緑地の整備
- ロ 公共公益施設の緑化
- ハ 民間建築物の緑化
- ニ 市民農園の整備
- ホ 緑化施設の整備
- ヘ 既存緑地の保全利用施設の整備
- ト グリーンインフラに関する計画策定
- チ 整備効果の検証
- リ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等

二 複数の事業主体により実施するもの、または、前号イ～ヘのうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、ハについて、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等（脱炭素先行地域）、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合、並びに、リについては、本要件は適用しない。

第47条 国の補助

国は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の実施に要する費用について、施設の整備及び計画策定、整備効果の検証に要する費用の2分の1以内の額を補助することができる。

第15編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

第48条 事業主体

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業は、地方公共団体が行う。

第49条 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の提出

1 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を実施しようとする事業主体は、次に掲げる事項を記載した計画（以下「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画」という。）を作成し国に提出するものとする。なお、事業主体が指定都市以外の市町村（特別区を含む。）であるときは、都道府県を経由して行うものとする。

- 一 事業計画の区域
- 二 計画期間
- 三 事業計画の目標
- 四 事業計画の評価に関する事項
- 五 事業計画の目標を達成するために必要な交付事業
- 六 3D都市モデルの整備に関する事項
- 七 3D都市モデルの活用に関する事項

2 前項の規定は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画を変更しようとする場

合において準用する。

第50条 補助対象事業

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の補助対象は、前条の事業計画の目標達成に資する事業であって、次に掲げる事業とする。

- 一 3D都市モデルの整備に関する事業
- 二 3D都市モデルの活用に関する事業
- 三 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

第51条 国の補助

国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第16編 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

第52条 事業主体

地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業の事業主体は、次のいずれかの号に該当する者とする。

- 一 市町村
- 二 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下この編において「法律」という。）第28条第1項に規定する特定居住支援法人（以下この編において「法人」という。）。なお、法律が施行された年度及びその翌年度に限り、指定見込みのものも含む。

第53条 補助対象事業

地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業の補助対象は、次に掲げる事業とする。

- 一 テレワーク拠点施設の整備に関する事業
- 二 テレワーク拠点施設に併設する関連施設の設置に関する事業
- 三 移住等に資するソフト事業

第54条 国の補助

国は、予算の範囲内において、市町村が実施する地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業（以下単に「事業」という。）にあっては、2分の1以内、法人が実施する事業にあっては、3分の1以内の額を補助することができる。

附 則

1 施行期日

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 廃止

この要綱の施行に際し、都市再構築総合支援事業制度要綱（平成11年3月19日建設省都計発第11号、建設省住街発第21号 建設省都市局長、住宅局長通達）、街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱（平成6年6月24日建設省経宅発第99号、建設省都計発第83号、建設省住街発第71号 建設省建設経済局長、都市局長、住宅局長通達）、土地集約・整形化有効利用推進計画作成事業制度要綱（平成11年12月9日建設省都政発第54号 建設省都市局長通達）、都市基盤整備推進公共用財産特定事業費補助金制度要綱（平成8年5月24日建設省会第9号 建設省事務次官通達）、都市再生区画整理事業制度要綱（平成11年3月19日建設省都区発第15号 建設省都市局長通達）、次世代都市整備事業制度要綱（平成9年4月1日建設省都政発第16号、建設省都区発第23号 建設省都市局長通達）及び都市構造再編促進事業制度要綱（平成9年4月1日建設省都計発第58号、建設省都再発第26号、建設省都街発第47号、建設省都区発第25号 建設省都市局長通達）は廃止する。

3 経過措置

一 都市再生総合整備事業に係る措置

イ 第2項により廃止される都市再構築総合支援事業に基づき、すでに指定又は策定された都市・居住環境整備重点地域、都市・居住環境整備基本計画、特定地区、整備計画及び事業計画書については、その対象とする区域において、本要綱第2編第1章に基づき都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施する場合においては、引き続き効力を有するものとする。

ロ 第2項により廃止される街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱に基づき、すでに策定された総合基本設計書については、その対象とする地区において、本要綱第2章第2編に基づき都市再生総合整備事業（拠点整備型）を実施する場合においては、引き続き効力を有するものとする。また、その際、市町村が既に策定したまちづくりに関する総合的な計画（「街並み・まちづくり総合計画」）を引き続き活用する場合においては、これを「都市拠点総合計画」と読み替えることができるものとする。

二 都市再生土地区画整理事業に係る措置

この要綱の施行の際、都市再生区画整理事業制度要綱（平成11年3月19日建設省都区発第15号 建設省都市局長通達）により現に施行中の事業は、この要綱で定める都市再生区画整理事業であるものとみなす。

三 都市再生交通拠点整備事業に係る措置

この要綱の施行の際、第2項により廃止される街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱（平成6年6月24日 建設省都計発第83号 建設省経宅発第99号 建設省住街発第71号 建設省事務次官通達）で、現にこの要綱による廃止前の要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

四 先導的都市整備事業に係る措置

イ この要綱の施行の際、第2項により廃止される次世代都市整備事業制度要綱（平成9年3月19日建設省都区発第15号 建設省都市局長通達）及び、街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱（平成6年6月24日 建設省都計発第83号 建

設省経宅発第99号 建設省住街発第71号 建設事務次官通達)で、現にこの要綱による廃止前の要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

- ロ 第2項により廃止される街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱に基づき、すでに策定された総合基本設計書については、その対象とする地区において、本要綱第5編第2章に基づき市街地環境整備事業を実施する場合においては、引続き効力を有するものとする。また、その際、市町村が既に策定したまちづくりに関する総合的な計画(「街並み・まちづくり総合計画」)を引続き活用する場合においては、これを「市街地環境整備総合計画」と読み替えることができるものとする。

五 都市防災推進事業に係る措置

この要綱の施行に際し、第2項により廃止される都市構造再編促進事業制度要綱に基づき、既に施行中の災害危険度判定等調査事業、住民等のまちづくり活動支援事業、地区公共施設等整備事業及び都市防災不燃化促進事業は、それぞれ本要綱第6編の規定による都市防災に関する計画策定、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備及び都市防災不燃化促進とみなすものとする。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は平成12年11月22日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に施行前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は平成13年4月1日から施行する。

2 都市防災推進事業に係る経過措置

平成12年度以前に災害危険度判定等調査又は都市防災に関する計画策定を行った地方公共団体が平成13年度以降に引き続き行う都市防災に関する計画策定については、なお従前の例とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成14年4月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成14年6月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 15 年 3 月 20 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に施行前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

3 市街地環境整備事業に係る経過措置

この要綱の施行前に、改正前の要綱第 9 条第 3 項第 2 号の規定により総合基本設計書を策定するに当たって市町村長が総合政策局長と行った協議については、改正後の要綱第 9 条第 3 項第 2 号の規定により当該総合基本設計書を策定するに当たって当該市町村長が土地・水資源局長と協議を行ったものとみなす。なお、この規定は総合基本設計書を変更する場合に準用する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 廃止

都市再開発関連公共施設整備促進事業制度要綱（平成 12 年 3 月 24 日建設省都再発第 20 号建設事務次官通知）及び田園居住区整備事業制度要綱（平成 7 年 4 月 3 日建設省都計発 103 号、建設省都区発第 31 号）は廃止する。

3 経過措置

一 都市再生総合整備事業に係る措置

この要綱の施行の際、廃止前の都市再開発関連公共施設整備促進事業制度要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

二 都市再生区画整理事業に係る措置

この要綱の施行の際、廃止前の田園居住区整備事業制度要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 17 年 4 月 27 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 17 年 10 月 24 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項、第 6 条の 3 第 1 項第一号イ、第 6 条の 5 第 1 項第二号ロ、同条第 2 項第二号ロ及び第 9 条第 2 項及び第 9 条の 3 第一号の改正規定は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 54 号。以下「中心市街地活性化法等の一部改正法」という。）の施行の日から、第 6 条第 2 項第六号の改正規定は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日から施行する。

2 経過措置

一 都市再生区画整理事業に係る経過措置

イ この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

ロ 中心市街地活性化法等の一部改正法の施行の日から 3 年間、第 3 編中「都市機能導入施設」とあるのは、「中心市街地活性化法第 9 条第 10 項に規定する認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる公益施設、住宅、商業等の機能を有する施設」と読み替えて適用するものとする。

二 都市防災総合推進事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

三 エコまちネットワーク整備事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている次世代都市整備事業については、平成 19 年 3 月 31 日までの間、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。

2 暮らし・にぎわい再生事業に係る経過措置

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 54 号）の施行日から 3 年経過するまでは、本要綱第 11 編中「認定基本計画に位置付けられた」を「認定基本計画に位置付け

られ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第一号、第3条の3、第3条の4第1項及び第3項の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

2 都市再生交通拠点整備事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

3 国の補助に係る時限

第10条の5第5項、第6項及び第9項の規定により補助する場合における補助対象期間は平成23年度までとする。

4 採択基準等の特例に係る時限

第10条の6に規定される採択基準等の特例は、平成23年度までに採択された事業に限り、その効力を有するものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成19年8月6日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成21年1月27日から施行する。

2 民間都市開発緊急促進事業に係る措置

一 平成20年度一般会計補正予算（第2号）に限り、第1条の2第1項の「都市再生推進事業」に「民間都市開発緊急促進事業」を加える。

二 前号の「民間都市開発緊急促進事業」とは、地方都市などにおける優良な民間都市開発プロジェクトへの金融支援を充実するため、第三号から第七号において定めると

ころに従って行われる事業で、停滞している民間都市開発事業を緊急に促進するため、計画策定、事業化へ向けてのコーディネートを行うものをいう。

三 民間都市開発緊急促進事業における用語の定義は、次に定めるところによる。

イ 「特定民間都市開発事業」とは、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 62 号）第 2 条第 2 項に規定する民間都市開発事業であつて、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 63 条に規定する民間都市再生整備事業計画の申請を行おうとする事業をいう。

ロ 「都市再生整備計画」とは、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画をいう。

ハ 「中心市街地活性化協議会」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項に規定する中心市街地活性化協議会をいう。

ニ 「まちづくり会社」とは、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された法人（地方公共団体の出資が 4 分の 1 以上のものに限る。）をいう。

四 民間都市開発緊急促進事業の事業主体は、地方公共団体、中心市街地活性化協議会又はまちづくり会社とする。

五 民間都市開発緊急促進事業の施行地区は、都市再生整備計画の区域とする。

六 地方公共団体、中心市街地活性化協議会又はまちづくり会社は、施行地区において、次に掲げる特定民間都市開発事業のコーディネート事業（企業の破綻又は経営困難化の影響を受け、民間都市再生整備事業としての金融支援を受けるために、事業の再検討等が必要な事業に限る。）を行うものとする。

イ 地区現状調査

ロ 土地所有者等の開発・土地利用意向調査

ハ 建築物及びその敷地の整備計画並びに公共施設の整備計画の作成のための調査

ニ 建築物及びその敷地の整備計画並びに公共施設の整備計画の作成

ホ 整備手法及び整備手順の検討

ヘ 事業の実施に係る企画、立案及び情報の提供

ト 事業推進、事業化に係る調整等

七 国は、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の 2 分の 1 以内を、事業主体に補助することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

2 都市再生ファンド支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

3 まち再生総合支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 24 年 2 月 17 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

2 国際競争拠点都市整備事業に係る経過措置

第 25 条第 3 項第一号の規定は、平成 26 年度末までは、「促進計画の地区内で実施されること」を「促進計画の策定が見込まれる地区内で実施されること」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

2 都市再生コーディネート等推進事業に係る経過措置

改正前の第 4 条の 3 第 2 項第 8 号に係る支援に関し、中心市街地活性化法第 9 条第 10 項に規定する内閣総理大臣の認定を受けた又は認定を受けると見込まれる基本計画の区域を含む地区で平成 28 年度末までに実施される事業については、なお従前の例による。

3 都市再生区画整理事業に係る経過措置

- 一 本改正要綱の施行（平成 26 年 8 月 1 日）の日から平成 28 年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が、平成 28 年度までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること及び平成 30 年度までに居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合は、第 6 条第 2 項に定める立地適正化計画に係る要件を満たす事業とみなす。
- 二 本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村が、都市再生区画整理事業を実施する場合は、平成 30 年度までに立地適正化計画に居住機能誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、第 6 条第 2 項に定める立地適正化計画に係る要件を満たす事業とみなす。
- 三 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる都市再生区画整理事業に関しては、平成 28 年度末までに認定又は策定された基本計画に基づいて当該基本計画の期間中に行われる事業についてはなお従前の例による。
- 四 本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱第 6 条の 3 第 1 項第一号ニ（５）に該当するもの及び第 2 項第二号ニに該当するもの（第 6 条の 3 第 1 項第一号ニ（５）に該当するものに限る。）は、なお従前の例によるものとする。
- 五 本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の第 6 条の 3 第 1 項第 1 号ハ（１）に該当するものは、なお従前の例によるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 住民参加型まちづくりファンド支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業に対する助成等については、なお従前の例による。

3 国際競争業務継続拠点整備事業に係る経過措置

第 31 条第 2 項の規定は、平成 29 年度末までは、「都市再生安全確保計画に位置付けられる」を「都市再生安全確保計画に位置付けられる、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 30 年 7 月 15 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 景観まちづくり刷新支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業に対する助成等については、なお従前の例による。

3 まちなかウォークブル推進事業に係る経過措置

本改正要綱の施行（令和 2 年 4 月 1 日）の日から令和 3 年度末までの期間において、まちなかウォークブル区域を定めていない市町村の区域においてまちなかウォークブル推進事業を実施する場合は、令和 3 年度末までにまちなかウォークブル区域を定めることが確実と見込まれる場合には、まちなかウォークブル推進事業の実施が可能なものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は令和 2 年 9 月 7 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業に係る経過措置

当該事業の支援期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日とし、令和11年度中に見直しを行うものとする。

なお、見直しにより当該事業が廃止となる場合、廃止前の要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第1条の2第8項第1号イ及び第46条第1項第1号及び第2号の改正規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日から施行する。